

会議録(速報版)は、暫定的なものであるため、正式な会議録とは一部異なり、今後訂正される場合があります。

正式な会議録は、調製後「会議録の検索と閲覧」に登載されます。

○前田憲秀君 皆さん、こんにちは。熊本市第二選挙区・公明党の前田憲秀でございます。公明党を代表して代表質問をさせていただきます。

初めに、私からも、このたびの令和8年熊本地震において貴い命を亡くされた方々に哀悼の意を表したいと思っております。また、今もなお避難生活を余儀なくされている方、被災された方に、謹んでお見舞いを申し上げたいと思っております。

それに、溝口県議も言われておりました、県執行部をはじめ関係市町村の職員の皆さん、そして、国をはじめ応援に駆けつけて支援をいただいている皆さん方に、本当に、猛暑の中、現地で警察の方も、いろんな方、お会いしました。本当に感謝の念に堪えません。しっかりこれからも我々とともに連携をして頑張っていきたいと思っております。謹んで敬意を払わせていただきたいと思いますと思っております。

今回で、私、20回目の質問になります。私は、今回の代表質問では、木村知事が就任後示されたくまもと新時代共創基本方針と総合戦略について、今日までの自己評価と残りの決意を質問する予定でございました。盛りだくさん予定をしておりました。

知事の戦略を評価する立場として、県政運営の最上位の方針である3つの基本理念、そして4つの取組の方向性の中で、例えば、温室効果ガス排出削減、地下水に支えられた経済発展と地下水保全の両立、エネルギーシフト、特に水素の利活用について、人口減少、交通渋滞対策、がん対策をはじめとした健康問題等々、様々議論をする予定でございました。今回は、震災関連の質問ということで、その内容は後の議会に委ねることにいたします。

それでは、早速質問に移らせていただきます。

10年前の教訓はどれだけ生かされているのか、特に、今回の地震における自助、共助の取組について質問いたします。

私は、今回、被災地や避難所を訪問し、多くの被災者の皆様方から直接お話を伺いました。その中で最も強く感じたことは、熊本地震から10年が経過した今、あの経験が現場でどう生かされているのかということでもあります。

平成28年の熊本地震では、避難所運営、物資輸送、情報共有、応急復旧など、多くの課題が明らかとなりました。県では、その後、地域防災計画や受援体制、防災訓練など、様々な改善を進めてこられました。

私は、これまで、防災対策は、計画をつくることではなく、現場で機能することが重要であると申し上げてまいりました。今回の災害対応を通して、熊本地震の教訓はどこまで実践できたと評価しておられるのか、また、新たに明らかになった課題をどのように検証し、次への備えに反映していかれるのかが問われています。

今回、被災地では、長期間にわたり停電や断水が続きました。発災直後、避難所では、携帯電話の充

電ができない、エアコンが使えない、トイレが十分利用できないなど、県民生活に直結する問題が発生しました。

私は、これまで防災インフラや公共施設の機能強化について質問してまいりましたが、今回、改めてライフラインを一体的に守る必要性を痛感いたしました。停電、断水、通信障害が同時に発生する複合災害を想定し、避難所や防災拠点の非常用電源、水の確保、通信手段の多重化について、どのような見直しを進めていくのかも課題であります。

今回の災害では、真夏の猛暑の中で避難生活を余儀なくされました。避難所では、高齢者、小さな子供さん、持病を抱える方などへの健康影響を心配する声が数多く寄せられました。10年前とは災害環境そのものが変化し、猛暑が新たな災害リスクとなっています。

今後は、熱中症対策も災害対応の中核に据える必要があると考えます。猛暑下での避難所運営を新たな標準と位置づけ、空調設備、電源確保、医療・保健体制、要配慮者支援を強化していかなければなりません。

被災された方々からは、家が直れば終わりではない、仕事や生活が元に戻るまでが復興だという切実な声を伺いました。

私は、これまで、中小企業支援や地域経済の活性化、公共施設マネジメントなど、地域全体の再生という視点で質問してまいりました。復興とは、インフラの復旧だけではなく、人々の暮らしと地域コミュニティを取り戻すことであります。

熊本県は、10年前と今回と、比較的短い期間に2度の大規模地震災害を経験した全国でも希有な地域となりました。だからこそ、熊本には、過去の経験を未来へつなぎ、全国のモデルとなる防災、減災の仕組みを構築する責任があります。

今回の災害では、デジタル技術の活用、自治体間の応援体制、民間企業との連携など、新たな課題と可能性も見えてきました。

今回の災害を契機として、防災DXの推進、避難所運営の高度化、官民連携の強化など、災害に強い熊本モデルをどのように構築し、全国へ発信していかれるのかも問われることだと思います。

私の校区、城南校区では、数年前から、年2回大規模な防災訓練を実施しています。実は、おとといの土曜日も、10月に予定されている訓練の役員会を開いたところであります。自治会、体育協会、青少年健全育成協議会、消防団等の代表が、事前の協議を行い、綿密な計画の下、行っています。

訓練では、消防、警察、日本赤十字社等の防災講座も行われ、校区住民の防災に対する意識啓発ができています。

この取組は、熊本市からも表彰されるほどです。中でも、災害時の自助、共助の重要性を毎回確認し合っております。特に、この自助、共助ともに、そのときに学んだことも含め、同じことでも毎回確認し合うことが重要だと痛感をいたしております。

そこで質問です。

熊本地震の災害対策で、今後の教訓として、さきに上げた課題も含め、特に自助、共助の取組をどの

ように総括しているのか、木村知事にお尋ねをいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 公明党代表質問、前田先生からの御質問にお答え申し上げます。

私は、10年前の熊本地震の経験から、知事選挙のマニフェストの最初の項目に「県民の命と暮らしを守る!」を掲げさせていただくとともに、知事就任後に策定したくまもと新時代共創基本方針では、災害に強い県土づくりを掲げ、ハード、ソフトを組み合わせた様々な対策を進めてまいりました。

これまで、災害から県民の命と暮らしを守るために、行政による公助の支援がいち早く県民の皆様に行き届くよう、市町村や関係機関と連携した訓練の実施など、不断の取組を進めてきたところでございます。

一方、今回の地震のような大規模な災害になるほど、特に発災直後は、まずは県民お一人お一人の自助と地域住民が互いに支え合う共助により、命を守る行動を取っていただくことが重要となります。

そのため、県では、これまで市町村とも連携しながら、自助、共助の力を高めるための取組を行ってまいりました。

自助の取組として、地震は、豪雨や台風と違い、事前に予測することができず、予防的避難の呼びかけを行うことはできないため、地震への備えとして、家具の固定や非常用品の備蓄、地震が発生したときの身を守る行動などについて、防災ハンドブックや広報誌、防災イベントなどで周知啓発を行ってまいりました。

また、共助の取組として、地震を含めた様々な災害に対する地域での備えを促進するため、共助の要となる自主防災組織の活動活性化や組織の核となる地域防災リーダーの育成などにも取り組んでまいりました。

今回、自主防災組織が率先して居住地域の安否確認などの災害対応を行った事例ですとか、比較的被害が軽微な地域の防災リーダーが被害の大きい他地域の被災者支援を行うなど、広域での共助が機能した事例も聞いているところでございます。

今後、この令和8年熊本地震における自助、共助の取組についても調査などを行いまして、優れた事例などを共有してまいりたいと考えております。

今回の地震を含む過去の災害の経験から、地震災害を含むあらゆる災害に備えるためには、公助はもとより、発災直後に命を守る自助、共助の意識を高め、行動を起こすことが非常に重要であると改めて認識したところでございます。

そのため、今後も、住民参加型の訓練の実施や防災センター内の展示・学習室などを活用した普及啓発、自主防災組織の活動活性化などを通じて、県民一人一人の命を守る行動や地域ぐるみで命を守る行動につなげ、県民一丸となった防災力の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔前田憲秀君登壇〕

○前田憲秀君 木村知事は、市町村と連携しながら自助、共助の力を高めるための取組を行ってきたと

の御答弁でありました。

確かにそのとおりだと思いますが、その取組が今回の震災でその効果がどうだったのか、今回の被災地での取組に差はなかったのかの検証は必要ではないかと思っております。地域防災リーダーの育成も、まだまだ地域差があるのではないかと痛感しております。

今回、被災地、被災者を訪ねる中で、様々な話を伺うことができました。ある梨農家にお邪魔したときには、収穫寸前の梨が9割駄目になったというお話で、その梨園にお邪魔したときに、花が咲いていました。すると、今ここで花が咲くと、来年の収穫にも影響が出るという話でございました。今年度の支援も当然ですけれども、来年、再来年も見据えた支援も必要だということも痛感いたしました。

また、あるイグサ農家では、織機の被害で、その修理に業者も時間も今のところ見通せないというお話、また、水稻・果樹農家では、やはり水の問題が急務ですが、一部液状化の影響も出ているという深刻なお話を聞かせていただくことができました。

この方々は、もちろん事業の被害と同時に住家の被害も対応しないといけないと訴えられておられました。しっかり、知事の答弁にもありましたように、検証も含めて、これから自助、共助——防災ハンドブック、確かに私の校区でもお配りはしましたけれども、毎回それを持参して勉強し合うということはまだやっておりません。そのまんまになっているんじゃないか、いろんな反省点もございまして、これからしっかり我が校区でも反省をして取り組んでいきたいというふうに思っております。

次の質問に移ります。

熊本地震の教訓を踏まえた、災害時の電源確保についてお尋ねをいたします。

令和8年熊本地震では、地震後に約4万9,000戸が停電し、復旧に時間を要し、電源車による応急送電も実施されましたが、高圧線の停電の回復は3日後の31日でありました。

停電は、単に照明が消える問題ではなく、避難所の通信、携帯電話の充電、給水設備、空調、医療・福祉の機器、情報収集、炊き出しなど、災害対応全体の継続性を左右するもので、改めて電力確保の重要性が明らかになったのではないのでしょうか。

県の国土強靱化地域計画にも、防災拠点施設等における非常用電源の整備と災害時の電力・燃料供給体制の確保が位置づけられています。

昨年、熊本県議会議員連盟・環境を考える議員の会では、沖縄県国頭村を訪問し、企業版ふるさと納税と環境省補助事業を活用した事例として、道の駅に設置されたウオーターバッテリーなる蓄電池を視察してきました。

この設備は、太陽光発電と蓄電池を組み合わせ、平時の再生可能エネルギー活用と災害時の非常用電源確保を両立させようとするものです。

この蓄電池は、水溶液系の電解液を使用することから、発火リスクが低く、避難所や道の駅など多くの県民が利用する施設では、蓄電容量だけでなく、安全性、長寿命性、災害時の継続運転性が重要とされています。

さらに、この蓄電池は、長寿命、多数回の充放電への適性、蓄電容量を拡張しやすいことなどから、

防災拠点に適する可能性がある」と強く実感いたしました。

県執行部も視察に行っていると聞きますが、この技術を災害対応と脱炭素を両立する選択肢としてどのように評価しているのでしょうか。

県として、道の駅、広域防災活動拠点、県有施設、災害拠点病院などからモデル施設を選定し、国頭村が行った太陽光発電、蓄電池、エネルギー管理システムを組み合わせた実証事業を基に、リチウムイオン電池、EV・V2H、燃料電池、非常用発電機を比較し、施設ごとの最適構成を検証すべきではないでしょうか。

そもそも災害時だけに使用する設備では、維持管理や更新費用が課題となります。平時には、太陽光発電の自家消費、電力需要のピークカット、電力料金削減、再生可能エネルギーの出力変動対策に活用し、災害時には、非常用電源に切り替える仕組みを構築できることは、利用価値にメリットが大きいのではないのでしょうか。

熊本県は、2030年度に再生可能エネルギー発電量の割合を50%とする目標を掲げ、屋根置きカーポート型の自家消費型ルーフトップソーラーの導入を推進しています。

蓄電池を防災部門だけの設備とせず、国、県、市町村、民間企業が連携し、国の補助制度、企業版ふるさと納税、PPAやリース方式などを組み合わせ、初期負担を抑えた導入モデルを検討してはどうでしょうか。

国頭村の取組も参考に、安全性の高い長時間蓄電技術を含む分散型電源について、県有施設等でのモデル実証に着手するとともに、市町村への普及を図るべきではないのでしょうか。

現在の整備率だけでなく、災害時にどの設備を何時間動かせるかという実効性の一覧を作成し、市町村を含めて、見える化をする考えも必要ではないのでしょうか。

平成28年熊本地震の際、避難所等の防災拠点において、停電によりどのような支障が生じたのか、また、非常用電源の整備状況と停電時に電力を維持できる時間を県はどの程度把握し、どのような課題を教訓として整理しているのでしょうか。

平成28年と令和8年熊本地震の経験を持つ本県だからこそ、災害時直後に電力が途切れない地域づくりを全国に先駆けて進める責任があると考えますが、木村知事の認識と今後の方針をお尋ねいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) お答えいたします。

7月28日に発生しました今回の令和8年熊本地震では、県内で最大4万9,000戸の停電が発生いたしました。

防災翌日時点で38市町村に465か所の避難所が開設されましたが、停電が確認された避難所に対しては、国や九州電力送配電と連携し、発電機車両によるスポット送電により対応したところでございます。

10年前の平成28年熊本地震においても、最大47万6,000戸の停電が発生し、高圧線の停電復旧までに

5日間という日数を要しました。その間、多くの被災者が電気が使えない中での避難生活を余儀なくされているという事態が発生しております。また、当時の益城町では、一部の避難所や役場等の防災拠点が停電により利用できない事例もございました。

こうした経験を踏まえ、今回の地震では、災害対策本部会議において、私は、災害対策本部長として、九州電力送配電に対して、早期復旧と県民に対して停電からの復旧見込み時期をお示ししていただくよう要請しております。

九州電力送配電や関係者の皆様の御尽力もあり、10年前よりも早い発災3日後の7月31日には、高圧線の停電は復旧することができました。

しかし、その3日間、避難所を含め、多くの方々が酷暑の中で避難生活を余儀なくされたことは、大変大きな課題であったと、私も認識しております。

避難所等における停電対策については、令和2年に策定しました第2次熊本県総合エネルギー計画において、令和12年度までに学校や公民館など300施設の防災拠点に再エネ電源等を整備するという目標を掲げております。

その結果、令和5年度末には既に目標を上回る315施設に達しましたが、今回の地震を通じて、災害により停電した場合における避難所等での再エネ電源等の必要性を改めて認識したところでございます。

今後、令和8年熊本地震における対応の検証を行うタイミングで、避難所等における非常用電源の活用状況や、さらなる再エネ電源等の導入意向についても把握したいと考えております。

その上で、議員から御紹介いただきました沖縄県国頭村などの取組を参考にしながら、施設ごとの最適な構成ですとか、導入モデルなどについても検討していくとともに、国に対しては、そうしたものの財政支援なども含めて要望してまいりたいと考えております。

議員も御指摘いただきましたとおり、10年間で2度の大地震を経験した熊本県として、未曾有の大災害に遭っても、避難所などの防災拠点がしっかりと機能し、県民の皆様が安心していただけるよう、国、市町村、民間事業者とも連携を図りながら、この課題に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

〔前田憲秀君登壇〕

○前田憲秀君 発災直後の電力確保の重要性、さらに避難所等での再エネ電源確保の重要性は、共通認識を持てたのではないかと考えております。

発災3日後には高圧線の停電は復旧いたしました、熊本県総合エネルギー計画で示した再エネ電源等の整備は、目標を上回って整備できましたとのことでした。

今回の被災地では、停電の中での避難生活を余儀なくされました。発電機車両によるスポット送電で急場をしのいだともありました。車中泊を余儀なくされた被災者も少なくありませんでした。また、学校の体育館の空調も未整備で、非常に問題視されました。課題はたくさん残ったんじゃないかと思っています。

私は、これまで水素の可能性を常に訴えてまいりました。今年度の水素関連予算が300万円程度との議論も本来やりたかったのですが、今回はトヨタ自動車からムービングイーという移動式発電・給電システムの燃料電池バスが提供されたと聞きます。また、ほかにも100台を超えるEV車等の災害対応車両の提供を受けたとのことですが、どこでどう機能したのでしょうか。

燃料電池バスは、以前から私申し上げておりますけれども、燃料電池バス1台で体育館の1週間分の電気を補えると紹介してきました。

先月には、山梨県の企業局を視察し、水素エネルギー社会実現に向けた山梨県の取組というのを勉強してまいりました。今年までの5年間で、国の補助も含めてですけれども、総事業費191億円、県事業費17億円と、エネルギー需要転換の実現を目指しておられました。

熊本県の上田商工労働部長以下関係者も視察に行き、そこではサイエンスパークで利用できないか等の話をされていたとのこと聞きましたが、水素の可能性を改めて訴えておきたいというふうに思っております。

紹介した国頭村の太陽光発電と連携して、平時、災害時に活用するレドックスフロー電池と言いますが、導入モデル等として検討するとの御答弁でした。

発災後3日間、72時間の電源確保について、全力で取り組んでいただきますよう強く要望をさせていただきます、次の質問に移ります。

防災機能を備えた新アリーナ整備について質問いたします。

知事は、昨年、私の一般質問に対して、県有スポーツ施設の在り方について、特に県立総合体育館のアリーナ整備を前倒しして進める考えを示されました。その後、県は、官民共創による新アリーナ整備を進める方針を明確にし、いよいよ具体的な事業段階へ入ろうとしています。私は、この決断を高く評価しています。

これから重要なのは、建物を造ることではなく、熊本の未来をつくるアリーナにすることです。特に、熊本地震の経験から、防災機能とアリーナは、今後重要なテーマになってくるのではないのでしょうか。

全国では、アリーナが単なるスポーツ施設ではなく、スポーツ振興、プロスポーツ育成、コンサート、MICE、インバウンド誘客、都市ブランド向上、周辺まちづくりまで含めた都市戦略の核として整備されています。

熊本も、TSMC進出などにより世界から熊本が注目されている今だからこそ、このアリーナも、50年先を見据えた県の成長戦略の象徴となる施設でなければならないと思っております。

アリーナ単体では経済効果は限定されます。交通アクセス、歩行空間、飲食、宿泊、商業機能、公共空間まで含めたエリアマネジメントが重要になり、周辺地域との一体的なまちづくりが大事になってきます。さらに、単なるスポーツ施設ではなく、熊本の未来をつくるアリーナとしての理念で整備を進めていくべきではないのでしょうか。

さきに述べた、県は、アリーナ整備について、官民共創基本方針として掲げています。民間のノウハ

ウをどこまで活用し、民間投資をどのように呼び込み、完成後の運営まで含めて、持続可能な事業としていくのか、具体的なスキームが重要です。

新アリーナは、Bリーグや各種大会だけでなく、コンサート、展示会、国際会議、企業イベント、防災拠点など、多目的利用が期待されます。年間を通じて稼働率を高めるため、当然大事な観点ですが、特に防災拠点としての機能は、今だからこそしっかり議論しておくべきであります。

アリーナは、県民共有の財産です。完成してからこうしてほしかったという施設ではなく、設計段階から、県民や利用団体、障害者団体、子供たち、スポーツ団体、文化団体など、多くの声を取り入れるべきと考えます。

どのような形で県民参加を進めるのかも重要です。環境性能、デジタル技術、ユニバーサルデザイン、防災性能、地域木材の活用など、世界基準と評価される施設整備を目指すべきと考えますが、いかがでしょうか。

私は、令和8年熊本地震発災後、被災地や避難所を訪問し、被災者の皆様から様々な話を伺いました。猛暑の中での避難生活、長引く停電や断水、プライバシーの確保、医療的ケアを必要とする方や高齢者、障害者、乳幼児を抱える家庭など、災害弱者への支援には多くの課題があることを痛感いたしました。

この災害弱者対策は、これから整備する公共施設の在り方を、いま一度見直す契機になったのではないのでしょうか。

新たなアリーナは、平時には、スポーツや文化交流の拠点として県民に親しまれ、有事には、県内最大級の広域避難所や災害対応拠点として機能する施設であるべきと考えます。

例えば、長期間の停電にも対応できる自立電源や再生可能エネルギー、蓄電設備、十分な備蓄機能や給水機能、医療救護スペースや福祉避難スペース、ペット同行避難への対応、物資集積・配送拠点としての物流機能、DMATや自衛隊、消防、警察等の活動拠点機能、大規模通信障害時にも対応できる情報通信設備など、災害対応機能をあらかじめ備えた施設とすることが重要ではないのでしょうか。

令和8年熊本地震の教訓を踏まえ、新アリーナを県民の命を守る防災、減災の中核拠点として整備していく考えはありませんか。

私は、この新アリーナは、単なる体育館の建て替えではなく、熊本の未来への投資であり、県民の命と暮らしを守るための社会基盤であると考えます。

にぎわいをつくる施設であると同時に、命を守る施設であること、この2つの価値を兼ね備えたアリーナこそ、熊本だからこそ実現できる熊本モデルであり、全国の新たな標準となるものと確信をいたします。

知事には、将来世代に誇れる施設を築くという強い決意の下、スポーツ、文化、産業、防災が融合した新たなアリーナの実現に向け、そのビジョンを力強くお示しいただきたい。

この新アリーナは、熊本の50年後を決める都市づくりのプロジェクトであると考えています。前倒しして整備するのであれば、スピードだけでなく、全国から視察が来る熊本モデルを目指すべきです。

スポーツ、文化、経済、観光、防災、教育を結ぶ拠点として、さらに震災を経験した防災拠点としての熊本県の新たなランドマークとなるアリーナを実現していただきたいと思います。木村知事の力強い決意をお尋ねいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 新アリーナの整備に当たっては、議員御指摘のとおり、単なるスポーツ施設としての再整備ではなく、県勢を発展させ、くまもと新時代を創造する基盤となり、県民に夢や感動を与え、地域に活力をもたらすまちづくりの拠点とすることが重要です。

そのため、スポーツはもとより、コンサートといった興行など、多種多様な機会を提供できる複合的な機能を整備するとともに、収益性も確保することで持続可能性の高い施設運営を行うため、民間ノウハウを最大限活用できるPFIの整備手法を取り入れたいと考えております。

また、周辺地域との一体的なまちづくりについては、JR上熊本駅などからのアクセス向上のための周辺環境整備や公共交通の利用促進策、中心市街地への人の流れの創出策などについて、熊本市と連携して検討を進めているところでございます。

その上で、議員御指摘の防災や福祉の観点については、ユニバーサルデザインやインクルーシブの発想、防災や障害者利用の観点での施設、設備等を整備する必要があると、検討会議からも提言をいただいているところでございます。

全国的には、有事の際の防災活動拠点としての活用や避難所としての活用などの先行事例もございます。

また、有事を想定し、大型機材を搬入できるような動線を確保するといった事例や、一時的な避難生活にも活用できるよう、様々な部屋や空間を設けておく事例も数多く見受けられ、平時にはスポーツやエンターテインメントの拠点として、大規模災害のような有事には災害対応拠点として活用できるようにされております。

県としても、防災や福祉の観点はもちろん、環境性能やデジタル技術の活用などは、施設整備を進める上でのベースであり、前提条件となるものと認識しております。

今後、有識者会議を開催し、専門的な見地からの御意見をいただいた上で、パブリックコメントをはじめ様々な機会を通じ、県民や競技団体などの御意見を反映しながら、事業者公募に向けた準備を進めたいと考えております。

世界基準を目指すべきとの御意見もありますが、一方で、建設費が激増しないように、真に必要な機能を整理して、少しでも安く建設する経済性も非常に重要な視点であると考えているところは御理解ください。

県としては、県民に夢や希望を与え、県内外からの誘客を促進することを通じて、今回の地震からの新たな創造的復興を力強く後押しする基盤となるとともに、今回の地震をはじめとする過去の災害の経験も踏まえ、県民の命を守り、安心、安全を届けられる防災拠点ともなるよう、新アリーナの整備に向けて着実に検討を進めてまいります。

〔前田憲秀君登壇〕

○前田憲秀君 知事から御答弁をいただきました。

新アリーナ整備について、防災や福祉の観点、環境性能やデジタル技術の活用等は前提条件との認識で一致したのではないかと考えております。

今後、様々な議論がされることでしょう。先ほど予算のこともございました。当然のことです。しっかりといいものをつくり上げる、今の議論が一番大事だと思っていますので、よろしくお願いをしたいというふうに考えております。

今年の1月時点の話ですけれども、全国で今約40件のアリーナ計画が進行していると聞きます。本来ならば、稼げる地域のシンボルとして議論を進めるところなのかもしれませんが、震災を経験した熊本ならではのアリーナ建設を実現できますよう、知事の力強い発信を願うところでございます。どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

今回の震災の経験も踏まえた、医療的ケア児支援法改正等への対応についてと題して質問をさせていただきます。

今回の熊本地震では、高齢者、障害者等の要配慮者で、災害被災者の方への支援も各避難所で課題になりました。ここでは、以前も質問で取り上げ、7月に法改正が決定した医療的ケアが必要な方への対応について質問いたします。

医療的ケア児とは、人工呼吸器や胃瘻等の使用が日常的に必要な方で、一人一人状態や必要なケアが異なります。

令和3年に制定された本法律により、医療的ケア児が保育園や学校へ通いやすくするなど、18歳未満の児童に対する必要な支援は徐々に整ってまいりました。

一方で、この間に明らかになった新たな課題に対応するため、1、医療的ケア児の成長等を踏まえた支援対象の拡大、2、医療的ケア児を育てる家族に対するレスパイト支援や就労支援等の支援施策の充実、3、医療的ケア児支援センターの強化などの法改正が必要とされてきました。

今回の法改正では、医療的ケア児だけでなく、重症心身障害のある方とその家族まで支援対象を拡大し、さらに、災害時の支援や個別避難計画、支援センター機能の強化を法律上の役割として明確化した点が大きな転換点であります。

特に、改正法では、医療的ケア児等支援センターの業務として、個別避難計画作成への協力や災害時の情報提供が新たに位置づけられました。

災害時の弱者支援、医療・福祉の連携、熊本地震の教訓を生かした防災、現場の声を政策へ反映する姿勢を踏まえると、単なる福祉政策ではなく、熊本地震を経験した熊本県だからこそ、全国のモデルとなる取組を進めるべきだと思っています。

県は、これまで、熊本大学病院に設置の医療的ケア児支援センターと連携し、様々な取組を行ってきました。特に、昨年から取り組んでいる熊本県生命(いのち)の応援事業では、地震などの災害による

停電に備えるため、常時人工呼吸器を装着する医療的ケア児がNICUから退院して在宅生活に移行する際に、非常用電源装置を無償で貸与するという、全国でも先駆けた取組を行っています。

熊本地震では、停電、断水、避難所生活が長期化し、医療的ケアが必要な方や重症心身障害のある方、その家族など、特別な配慮が必要な方や福祉避難所を必要とする方々は、極めて厳しい状況に置かれました。

この法改正の理念は、縦割りをなくすことです。医療的ケアが必要な方等への支援は、1つの部局だけでは完結しません。医療、福祉、教育、防災、保育、就労支援など、部局横断で取り組む必要があります。

医療的ケアが必要な方らを支える家族は、24時間365日の介護を担い、災害時にはさらに大きな不安を抱えます。レスパイトケアの充実や訪問看護、短期入所、相談支援など、家族の負担軽減に向けた取組も必要となります。

今回の法改正は、単なる制度改正ではなく、誰一人取り残さない社会を実現するための新たな出発点であります。熊本地震を経験した熊本県だからこそ、医療的ケアが必要な方や重症心身障害のある方、その家族が安心して暮らせる全国のモデルとなる県づくりを進めるべきと考えますが、今後、日頃からの災害への備えも含め、どのように取り組んでいく考えか、木村知事の決意を伺います。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 前田議員から、今回の震災の経験も踏まえた、医療的ケア児支援法改正への対応について御質問いただきましたので、お答えさせていただきます。

先月公布されました医療的ケア児支援法改正法では、18歳以上の医療的ケアが必要な方や重症心身障害のある方が新たに支援対象とされることとなりましたし、防災の視点も盛り込まれることとなりました。このことは、支援を必要とする方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる社会の実現に向け、大きな前進であると、私は受け止めております。

この法改正に先立ち、本県では、令和4年に、小児在宅医療支援センターを有する熊本大学病院に医療的ケア児支援センターを設置いたしました。医療的ケアが必要な方や重症心身障害のある方とその御家族に寄り添いながら、専門的な支援を行っております。

今回の地震においては、発災直後から、医療的ケア児支援センターが、医療的ケア児の安否確認ですとか、入院が可能な病院の調整など、安全な避難先の確保のための支援を行っていただきました。医療的ケア児支援センターを大学病院に設置した本県であるからこそ、迅速かつ円滑な対応ができたものと考えております。

また、本県では、これまでの災害の経験を踏まえ、医療的ケア児支援センターと連携し、災害に備えた本県ならではの熊本モデルと言える支援に取り組んでおります。

例えば、議員御紹介の生命(いのち)の応援事業では、非常用電源装置の貸与とともに、市町村が個別避難計画を策定することで、医療的ケア児の災害への備えを強化しております。

このほかにも、医療的ケアが必要な方やその御家族が、地域の支援者と避難の流れや避難ルートの確

認を行う防災さんぽの実施を推進しており、参加者からは、日頃からの関係構築が緊急時の対応に重要であることが確認できたなどのお声が寄せられているところでございます。

これらの取組に加え、医療的ケア児が幾つになっても地域で安心して暮らしていくためには、市町村のみならず、新たに今回の法改正で追加されました就労も含め、あらゆるライフステージにおける関係機関との連携が不可欠と考えております。

そのため、今後は、ライフステージに応じた切れ目ない支援体制を強化し、支援を必要とする方、そして、その御家族の方が、将来への希望を持って、地域でいつまでも笑顔で安心して暮らし続けられる熊本モデルの発展に、全力で取り組んでいきたいと考えております。

〔前田憲秀君登壇〕

○前田憲秀君 今回は、7月に公布され、来年4月から実施されます改正法について質問をさせていただきました。

熊本地震を経験し、これまでの取組の検証と改正法に沿った熊本独自で議論すべきことを問題提起させていただいたところです。

今回の地震においては、避難先の確保のための支援等が迅速かつ円滑に対応できたとのことでした。果たしてそのとおりだったのかどうかというのも検証が必要ではないかと思っております。市町村が個別避難計画を作成し、災害への備えを強化とありましたが、その市町村にも差があるのではないかという感じも受けております。

今回、市町村のラストワンマイルの問題が指摘されました。これは、プッシュ型支援で各自治体へ送られた支援物資等が、マンパワー不足などにより、避難所や在宅被災者、さらには高齢者施設まで行き届いていないとの問題であります。各自治体の実情を県はしっかり見極めることも、これからさらに重要ではないかというふうに感じております。

今回の質問に対し、知事は、ライフステージに応じた切れ目ない支援体制を強化し、支援を必要とする方とその家族が、将来へ希望を持って、地域で安心して暮らし続けられる熊本モデルの発展に全力で取り組むとの答弁でございました。弱者への力強い発信を、これからもどうぞよろしくお願いをしたいというふうに思っております。

それでは、最後の質問に入らせていただきます。

先ほどの医療的ケア等含めて、関連性もございます、高次脳機能障害者支援法の成立を受けた、共生社会の実現に向けてと題して質問させていただきます。

昨年、令和7年12月16日の臨時国会において、高次脳機能障害者支援法が成立し、令和8年4月1日より施行されています。

この高次脳機能障害者支援法では、第5条に地方公共団体の責務が定められており、その第1項には、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、高次脳機能障害者に対する支援に関する施策を策定し及び実施する責務を有する。」と明記をされています。

さらに、第5条第2項では、「地方公共団体は」第5条第1項の「責務を遂行するに当たっては、高

次脳機能障害者に対する支援が体系的かつ実効的に行われることを確保する観点から、同項の施策を総合的かつ計画的に策定し及び実施するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」と明記をされております。

そのほか、第10条第2項では、「地方公共団体は、高次脳機能障害者に対する支援の状況及び高次脳機能障害者に対する支援に関して講じた施策の実施の状況を適切な方法により随時公表するよう努めなければならない。」とも定められております。

そもそもの高次脳機能障害とは、交通事故や頭のけが(頭部外傷)、脳卒中などで脳を損傷することにより、注意障害、記憶障害、遂行機能障害、社会的行動障害、病識低下、失語症などの症状が現れることがあり、これらの症状をまとめて高次脳機能障害と言われています。

全国で約23万人と言われる高次脳機能障害の方は、生活や仕事に支障が出るのですが、外見や行動から一見変わらなく見える場合もあることから、周囲に理解がされず、対人関係でトラブルになるケースも多くなっていると聞きます。

対策として、滋賀県では、支援コーディネーターが学校を訪問し、担任教師等の教員に対し、見えにくい障害である高次脳機能障害の特性を伝え、学習環境の配慮をアドバイスすることにより、高次脳機能障害児の就学や教育面における実情を把握しています。

また、隣の宮崎県では、令和5年度に、県内の高次脳機能障害者の新規発生状況の把握や当事者のニーズ調査及び医療・福祉機関の連携状況の確認を目的とし、高次脳機能障害実態把握調査を実施し、令和6年3月に報告書を作成しています。

熊本県は、平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨、令和7年8月豪雨、そして令和8年熊本地震を経験しました。医療、福祉、防災を横断した政策という流れを踏まえると、単なる制度の確認ではなく、熊本独自の施策として取り組むべきであります。

高次脳機能障害は、見えない障害と言われ、本人だけでなく、家族も長期間にわたり孤立しやすい障害であります。

高次脳機能障害は、病院を退院してからが困難と言います。つまり、治療後が課題です。つまり、退院直後から、福祉、就労、家族支援まで一本化する仕組みが重要です。退院支援から地域生活までを1つの支援計画として継続管理する熊本版ケースマネジメント制度を構築する考えはないでしょうか。

実際には、一番苦しむのは家族です。介護離職、精神的負担、経済的負担を行政がどこまで支えられるのか、高次脳機能障害者本人だけでなく、家族を支援対象として位置づけ、レスパイト支援や相談体制、家族交流の場を県が積極的に整備する考えが必要と感じます。

この法律の制定を受けて、医療、介護、相談員、支援員等、この人材育成が急務です。

そこで、熊本県独自に高次脳機能障害支援コーディネーターを養成する仕組みはできないものでしょうか。支援者不足を解消するため、県独自の専門人材養成制度や認定制度を創設し、先には市町村まで配置を進めるべきだと思います。

熊本地震では、障害者をはじめ弱者に対する支援が課題となりました。しかし、災害支援と高次脳機

能障害支援は、まだ十分に結びついていません。AI相談、オンライン診療、リモートリハビリ、スマートフォンによる生活支援、就労支援アプリなど、デジタル技術やAIを活用した高次脳機能障害支援について検討する考えはないでしょうか。

障害があっても、働き、学び、地域で役割を担うことができる社会こそ共生社会であります。県は、高次脳機能障害者の社会参加をどのような県政ビジョンの中で実現していく考えか。

高次脳機能障害者支援法の制定は、制度を整えることが目的ではなく、一人一人が地域で希望を持って暮らし続けられる社会を実現することです。障害を治療の対象としてではなく、人生を支える対象として捉え、熊本県を全国に先駆けた高次脳機能障害支援のモデル県とする、その実現に向けた具体的な取組を健康福祉部長にお尋ねをいたします。

〔健康福祉部長久原美樹子さん登壇〕

○健康福祉部長(久原美樹子さん) 議員御指摘のとおり、高次脳機能障害は、外見上障害の有無が判断しづらく、その特性の理解も進んでいないなどの理由から、本人ばかりでなく、その御家族にも困難を抱えている方が多くおられます。

そのため、本県では、平成20年から、高次脳機能障害に精通する医療機関に高次脳機能障害支援センターを設置し、当事者やその御家族への支援、障害への理解の普及啓発などを行ってきました。

まず、当事者への支援については、センターに専用の相談窓口を設け、社会福祉士などの資格を有するコーディネーターが、オンラインも駆使しながら、一人一人の症状に応じたりハビリや日常生活の自立、就労などの相談にきめ細かに対応するなど、入院から地域生活まで切れ目のない支援を行っています。

また、高次脳機能障害を正しく理解し、適切な支援を行う人材を育成するため、医療機関従事者向けの研修を行っており、今年度からは、さらに地域で支える人材を増やすため、新たに障害福祉サービス事業所の従事者向けの研修も実施することとしています。

次に、一番身近な支援者でもある御家族への支援については、定期的に家族が集える場を提供し、当事者を支える家族の孤立防止や精神的負担の軽減を図っています。

さらに、障害への理解の普及啓発については、研修のほか、障がい者支援課に配置している広域専門相談員が学校や企業などにも出向き、障害の特性やその特性に応じた配慮を紹介する出前講座を実施するなど、高次脳機能障害への理解を深める取組を行っています。

今後は、法の施行に伴い新たに設置する高次脳機能障害者支援地域協議会に、医療、保健、福祉、教育、労働など、あらゆるライフステージに応じた関係機関のほか、当事者やその御家族にも参画していただくこととしています。

このことにより、関係機関の連携をさらに強化するとともに、支援の対象となる当事者やその御家族の声を施策に的確に反映していくこととしています。

あわせて、災害時にも当事者が適切な支援につながるよう、デジタル技術を活用した取組も検討してまいります。

引き続き、共生社会の実現に向けて、見えない障害とも言われる高次脳機能障害への理解を深める取組を強化するとともに、当事者やその御家族が安心して生活し続けることができるよう、地域で切れ目なく支え合う体制整備を推進してまいります。

〔前田憲秀君登壇〕

○前田憲秀君 高次脳機能障害は、答弁にもありましたように、外形上とても判断が難しく、周りから理解を得るのも困難と聞きます。そしてまた、その家族の対応は、各家庭で様々で、非常に深刻と聞いております。

他県の先進事例を紹介しましたが、熊本県でも、支援者の人材育成のための医療従事者向けの研修、障害福祉サービス事業所の従事者向けの研修等も実施するとのこと、また、家族への支援については、定期的に家族が集える場を提供し、家族の精神的負担等の軽減を図るとの答弁でございました。

この障害を持った本人、特に家族は、相談先、居場所で相当御苦勞をされています。答弁にありました、安心して生活し続けるよう、支え合う体制整備の推進を強く願うものでございます。

以上で今回の質問は全て終わりました。

今回の震災からの復興は、10年前の教訓を受け、早く対応できたものも多数あると聞いております。しかし、酷暑の中の避難生活、井戸水の問題等、新たな課題も今後重要な課題として残っております。

災害を乗り越えられた命が失われることが絶対にないよう、県議会の議員の皆様と引き続きしっかり向き合っていくことを決意して、私の質問を終わりたいと思っております。

最後まで御清聴、誠にありがとうございました。(拍手)